

都 ま 第 1 5 2 号
平成 3 0 年 8 月 3 0 日

京都市京町家保全・継承審議会会長様

京都市長 門川 大作
(担当 都市計画局まち再生・創造推進室)

京都市京町家保全・継承審議会への諮問について

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第 2 2 条の規定に基づき、次の事項について貴審議会の御意見を賜りたく諮問いたします。

1 諮問事項

京町家と認められる新築等の住宅のあり方及び誘導策について

2 諮問の趣旨

本市では、京町家に関する分野別計画として、平成 1 2 年 5 月に「京町家再生プランーくらし・空間・まちー」を策定し、同プランに掲げた施策について、順次取り組んでまいりました。しかし、平成 2 8 年度に実施した京町家まちづくり調査に係る追跡調査の結果からは、今もなお、年間約 2 %の割合で京町家の滅失が進行し、京町家の空き家率も 1 4 %を超えることを確認しており、その減少、空き家化に歯止めがかけられない状況にあります。

そうした状況の下、歴史都市・京都の歴史、文化及び町並みの象徴である京町家の保全及び継承を、多様な主体との協働の下に推進していくことを目指し、平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日に「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を制定し、さらなる京町家の保全及び継承に取り組んでいるところです。

一方で、京都らしい町並み景観を保全し、生活文化を継承・発展させていくためには、今ある京町家を保全・継承することを大前提としたうえで、京町家の知恵を継承した、既存京町家と共存できる住まいの建築を促進することも必要です。

つきましては、京町家と認められる新築等の住宅のあり方及び誘導策について、御審議賜りますようお願い申し上げます。